

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇二〇二〇一 (略)</p> <p>二〇二〇二 (略)</p> <p>二〇二〇三 ロペグインターフェロン アルファ―2 b 及びその製剤</p> <p>二〇二〇四 (略)</p> <p>二〇二〇五・二〇二〇六 (略)</p> <p>二〇二〇七 (略)</p> <p>二〇二〇八 抗ヒト胸腺細胞ウマ免疫グロブリン及びその製剤 (略)</p> <p>二〇二〇九 (略)</p> <p>二〇二一〇 二〇二一六 (略)</p>	<p>一〇二〇二〇一 (略)</p> <p>二〇二〇二 ルテチウム^(177Lu)―N―「(四・七・一〇―トリカルボキシメチル―・四・七・一〇―テトラアザシクロドデシ―イル)アセチル」―D―フェニルアラニル―L―システイニル―L―チロシル―D―トリプトファン―L―リシル―L―スレオニル―L―システイニル―L―スレオニン―サイクリック(二―七)ジスルフィド(別名ルテチウムオキソドレオチド^(177Lu))及びその製剤 (新設)</p> <p>二〇二〇三 (H――アミノ―九―グアニジノ――ヒドロキシ―四・九・一―トリアザノナデカン―〇・一三―ジオン(別名グスペリムス)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>二〇二〇四・二〇二〇五 (略)</p> <p>二〇二〇六 抗ヒト胸腺細胞ウサギ免疫グロブリン及びその製剤 (新設)</p> <p>二〇二〇七 シクロスポリン及びその製剤(ただし、点眼剤として用いられるもの又は内用剤であってアトピー性皮膚炎に用いられるものを除く。)</p> <p>二〇二〇八 二〇二一四 (略)</p>